

I 環境基本計画の概要

- 1. 環境基本計画とは**
- 2. 望ましい環境像**
- 3. 重点的な取り組み**
- 4. 市民、事業者、市の役割**
- 5. 環境施策の体系・基本的な取り組み**
- 6. 各地域の取り組み**
- 7. 推進体制の整備**

1. 環境基本計画とは

栃木市環境基本条例に基づき、長期的視点に立った総合的かつ計画的な環境問題解決へ向けての取り組みを推進するために平成25年3月に策定したものです。

この基本計画は、環境基本条例に定められた4つの基本理念を実現することを目指し、望ましい環境像や、基本目標の下に、市民、事業者、市がそれぞれの役割を担い、お互いに協働して計画に位置づけた取り組みを実行・推進していきます。

計画の期間

平成25年度（2013年度）から平成34年度（2022年度）までの10年間です。

経緯

環境基本計画は平成20年度より実施をしておりましたが、合併に伴い新しい栃木市としての計画を策定することとなりました。当時市民会議を立ち上げ、家庭でできる環境対策の配布など市民の意見を取り入れた施策を実施してきました。

2. 望ましい環境像

私たちは、環境に負担をかけることが少ない生活を営んでいた先人の知恵に学びながら、豊かな自然と歴史を守り育て、未来の豊かな環境を創り上げ、将来の世代に確かな明日を約束するため

～豊かな自然と歴史 みんなでつなぐ 環境都市とちぎ～

を望ましい環境像として掲げました。

3. 重点的な取り組み

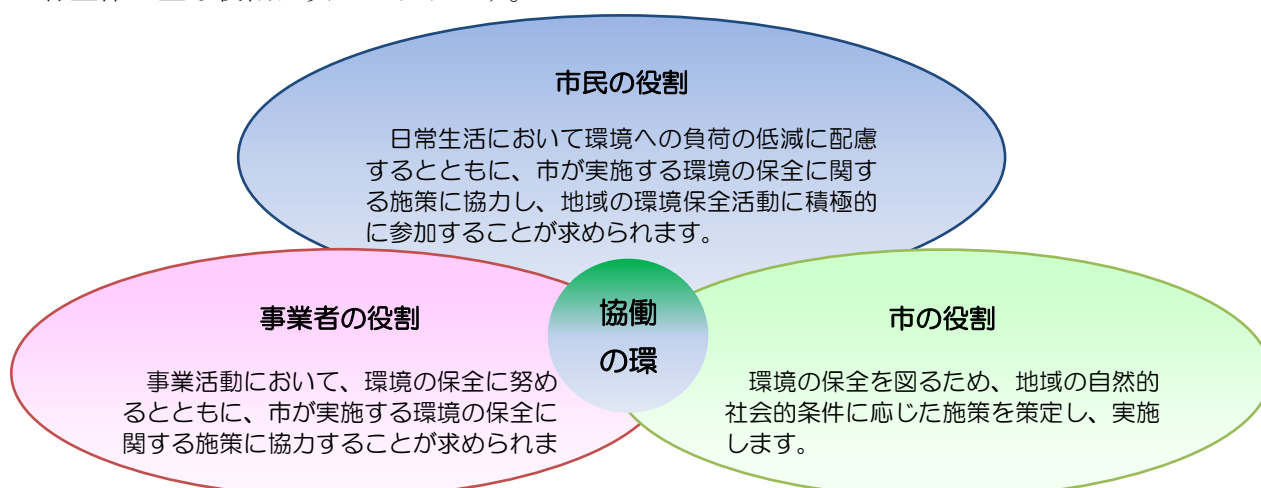
環境像の実現を図っていくために、3つの項目を重点的に取り組む課題として選定しました。

| 基本目標 | 重点的に取り組む課題 |
|-----------------|--------------------------------|
| 人と自然がふれあえるまち | 渡良瀬遊水地をはじめとした水辺と、森林・里地里山の保全・活用 |
| 安心して快適に暮らせるまち | ごみ問題対策 |
| エネルギー・資源を大切にすまち | エネルギー政策 |

4. 市民、事業者、市の役割

本基本計画を着実に推進し、計画に掲げる目標を実現するためには、市民、事業者、市がそれぞれの役割を果たし、協力・連携を図りながら取り組んでいくことが必要です。

各主体の主な役割は次のとおりです。



5. 環境施策の体系（基本的な取り組み）

主体となる3者が自主的かつ積極的に取り組み4つの基本目標を実現するために16の基本的施策及び29の個別施策を展開することとしました。

| 環境像 | 基本目標 | 基本的施策 | 個別施策 | 頁 |
|---------------------------------|---------------------|--------------------------|-----------------------------|----|
| 豊かな自然と歴史 みんなであつなく 環境都市とちぎ | 人と自然が ふれあえるまち | 緑とふれあおう | 森林や里地里山 [※] の保全と再生 | 8 |
| | | | 緑とふれあう機会の創出 | 9 |
| | | 水とふれあおう | 河川や小川など水辺の保全と再生 | 10 |
| | | | 水とふれあう機会の創出 | 11 |
| | 生物とふれあおう | 生態系の保全 | 12 | |
| | | 生物とふれあう機会の創出 | 13 | |
| | 土とふれあおう | 田畑の保全 | 14 | |
| | エネルギー・資源 を大切にすまち | エネルギーを大切にしよう | 再生可能エネルギー [※] の活用 | 16 |
| | | | 省エネルギーの推進 | 17 |
| | | 資源を大切にしよう | 資源の有効活用 | 18 |
| | 安心して快適に 暮らせるまち | きれいな空気をまもろう | 大気汚染・悪臭対策 | 19 |
| | | きれいな水をまもろう | 水質汚濁対策 | 21 |
| | | | 地下水汚染 [※] 対策 | 22 |
| | | 安全な土壌をまもろう | 土壌汚染対策 | 23 |
| | | 静かな環境をまもろう | 騒音・振動対策 | 23 |
| | | 快適なまちにしよう | 環境に配慮した良好な景観の形成 | 24 |
| | | | 緑地や公園の整備と緑化推進 | 24 |
| | | | 歴史的・文化的環境の保全 | 25 |
| | | ごみのないまちにしよう | ごみの発生抑制、適正処理・処分 | 27 |
| | | | 不法投棄の防止と監視体制の強化 | 28 |
| | 環境マナー意識の向上 | | 29 | |
| | 安心なくらしをつくろう | 放射能汚染対策 | 29 | |
| | みんなが参加し、 行動するまち | 一人ひとりが環境をまもる 活動に取り組もう | 環境保全意識の向上 | 30 |
| | | | 協働による環境保全活動の推進 | 31 |
| | | 環境を学び行動しよう | 環境教育・環境学習の推進 | 32 |
| | | | 環境情報の共有化 | 32 |
| | | | 人材の育成 | 32 |
| | | 地域から地球環境問題に取り 組もう | 地球環境問題への意識の向上 | 33 |
| | 地球温暖化対策の推進 | | 33 | |

(施策の体系)

6. 各地域の取り組み

西方地域

- 下水道など生活排水処理の推進
- ごみステーションの適正管理
- 有害鳥獣の捕獲
- 高速道路防音対策の推進
- 子供たちへの環境教育
- 道路、公共交通など交通機能の整備
 - 里地里山の保全・活用

都賀地域

- ごみステーションの適正管理
- 下水道など生活排水処理の推進
- 高速道路における国や県との協働による広域的な道路防音対策の推進
- 空き家・空き地所有者の意識向上
- 子供たちへの環境教育
- 道路、公共交通など交通機能の整備
- 優良な農地や営農環境の整備、農業後継者の育成
- 有害鳥獣の捕獲

栃木地域

- 生物多様性・外来種駆除の視点に立った公園・河川等の管理
- 巴波川沿いの蔵など歴史的建造物の保全
- ふれあいバスや蔵タク等公共交通機関のPR
- 市、事業者、市民の協働によるレジ袋削減の取り組み
- ペットの糞、たばこのポイ捨てなど環境美化を損なうことに対する罰則の強化

大平地域

- 巴波川をシンボルとした水質・河川環境改善の協働による取り組み
- 廃棄物の分別の徹底と更なる資源化の推進
- 用途地域に沿った土地利用の推進
- 官民協働による河川美化活動の推進
- 豊かな自然と歴史的資源等を活かしたエコツーリズムの推進
- 有害鳥獣の捕獲

岩舟地域

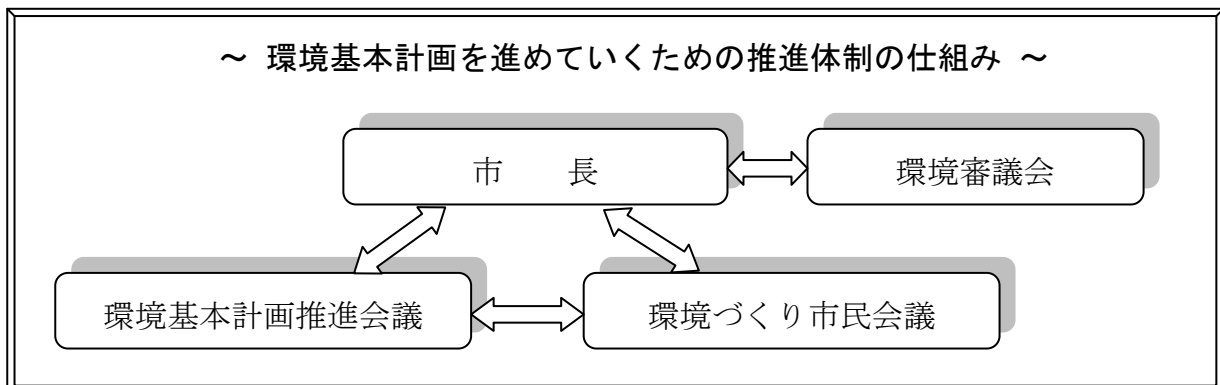
- 地域住民による里地里山適正管理の推進
- 子どもたちへの環境教育
- 環境マナー意識の向上
- 道路、公共交通など交通機能の整備
- 3Rの推進
- 不法投棄の防止と監視体制の強化
- 下水道の整備・接続の推進
- 工場等の環境基準の適正管理
- 環境への負荷低減に配慮した、環境保全型農業の推進

藤岡地域

- 渡良瀬遊水地の保全・活用の推進
- 河川の詳細調査と水質改善
- 「ものを大切に」「ごみを分別する」家庭教育の充実
- 荒れた森林の保全・再生
- 再生可能エネルギーを活かした住みやすいまちづくりの推進
- 道路、公共交通など交通機能の整備
- 子供たちへの環境教育
- 減農薬農法の推進

7. 推進体制の整備

次のような推進体制により、市民・事業者・市が互いに連携し、協力しあい、計画を推進します。



(1) 環境審議会（環境基本条例に基づく組織）

市長の諮問に応じて、環境保全全般について調査・研究及び審議を行います。

役割：環境基本計画に関する審議

環境基本計画の変更に関する審議

環境基本計画の推進に関する報告に対する審議と必要に応じた提言

その他環境基本計画を推進するために必要と認める事項の審議

構成：学識経験者、関係機関団体の職員

(2) 環境づくり市民会議（市民・事業者・市でつくる組織）

環境基本計画に基づき、環境の保全及び創造に関する施策に市民の意見を反映させていきます。

役割：環境基本計画に基づく取り組みの計画、実施、推進

構成：市民、事業者、市民団体、学識経験者、市の職員

(3) 環境基本計画推進会議（庁内組織）

環境保全に関する施策・事業について検討・調整を行い、市民に報告します。

役割：施策・事業の推進に関する検討、調整、承認

構成：庁内部長会議の構成員

(4) 事務局

環境基本計画に関する事務を行います。

役割：進行管理全般に関する事務

各課から出された施策・事業計画に基づく実施計画の作成

環境基本計画の進行管理の実施・年次報告書の作成

構成：市環境課職員